



2026 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 井関農機株式会社
代 表 者 名 代表取締役 小田切 元
コード番号 6 3 1 0
上場取引所 東証プライム市場
問 合 せ 先 IR・広報室長 鈴木 文利
(TEL. 03-5604-7709)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 9 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し(以下「本売出し」という。)に関し、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

当社は、1926 年創立の農業機械専門メーカーであり、「食と農と大地」のソリューションカンパニーとして、国内外の農業の発展に貢献してきました。トラクタ、田植機、コンバインを中心とする農業機械等を展開し、農業の生産性向上や住みよい街づくりの一翼を担ってきました。創立以来培ってきた技術力と販売・サービスネットワークを強みに、スマート農業や農業の省人化・効率化ニーズに対応する製品・サービスの提供を進めています。

また、2024 年 2 月 14 日に公表した「プロジェクト Z」において、短期集中での抜本的構造改革を着実に進めるとともに、その成果を基盤として成長戦略を加速し、2027 年における収益性・資産効率の改善を目指しております。加えて、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、PBR 改善を重要経営課題として位置付けております。

当社では、企業価値向上に向けた取り組みを進める中で、資本市場との建設的な対話の強化および当社株式の流動性向上に取り組んでまいりました。こうした中、当社を取り巻く資本市場環境の変化や政策保有株式の見直しの進展を踏まえ、一部株主による保有株式の売却ニーズに対応するとともに、株式の流動性向上および株主層の拡大を図ることを目的として、本売出しを実施するものであります。

本売出しを通じて、中長期的な視点で当社の成長戦略を支持いただける新たな投資家層の取り込みを進めるとともに、より安定的かつ多様な株主基盤の構築を目指してまいります。

併せて、当社は本日の取締役会決議により、株主還元の強化と更なる資本効率の改善を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給を緩和する観点から、500,000,000 円及び 330,000 株をそれぞれ上限とする自己株式の取得を決定しました。なお、当該自己株式の取得の詳細は、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、資本市場との対話を一層深化させるとともに、企業価値向上に向け今後も様々な施策を検討・実施してまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社株式は、米国 1933 年証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って証券の登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | | |
|-----|--|---|--|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 1,352,100 株 | |
| (2) | 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 株式会社みずほ銀行
損害保険ジャパン株式会社
農林中央金庫
三井住友信託銀行株式会社
株式会社伊予銀行
三井住友海上火災保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社
株式会社広島銀行 | 267,700 株
231,700 株
217,100 株
200,000 株
145,000 株
140,000 株
88,100 株
62,500 株 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 10 月 20 日（火）から 2026 年 10 月 22 日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定される。） | |
| (4) | 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) | 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで | |
| (6) | 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 5 営業日後の日 | |
| (7) | 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) | 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | |
| (9) | 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 小田切 元に一任する。 | | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞2. をご参照）

- | | | |
|-----|------------------------|---|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 202,800 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなことがある。売
出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定
される。 |
| (2) | 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の
買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) | 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みず
ほ証券株式会社が当社株主から 202,800 株を上限として借入れる
当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社株式は、米国 1933 年証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って証券の登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 小田切 元に一任する。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社株式は、米国 1933 年証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って証券の登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から202,800株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、202,800株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアップション」という。）を、2026年11月20日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年11月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエアップションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエアップションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行、損害保険ジャパン株式会社、農林中央金庫、三井住友信託銀行株式会社、株式会社伊予銀行、共栄火災海上保険株式会社及び株式会社広島銀行は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行、ストックオプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社株式は、米国1933年証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って証券の登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社株式は、米国 1933 年証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って証券の登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。